

うなぎ稚魚漁業の許可方針

(趣旨)

第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。

(漁船の制限)

第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。

(許可の有効期間)

第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。

(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)

第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 漁業種類

火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数別表1のとおりとする。

(3) 推進機関の馬力数

定めなし。

(4) 操業区域

地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。

(5) 漁業時期

1月1日から3月31日までとする。

(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。

イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。

ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。

エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。

カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。

キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。

ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。

コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。

サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 県内に住所を有する個人又は法人

イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者

ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者

(8) うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。

(9) 3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。

(採捕量の上限)

第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点におけるほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。

2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法(昭和24年法律第267号)第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。

3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。

4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

5 第1項の規定による報告(様式1による報告に限る。)は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うことができる。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 新規・更新許可申請(規則第11条)

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。

イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

(2) 変更許可申請(規則第16条)

許可を受けた者が、規則第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

(3) 許可証の書換え交付申請(規則第27条)

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったと

き。)

(4) 許可証の再交付申請 (規則第28条)

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。

- 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。
- 3 知事は、別表2に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(許可の基準)

第9条 許可を受けようとする者の数が第5条第2号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

(集出荷体制)

第10条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

- 2 許可を受けようとする者は、様式3及び様式4により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。
- 3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。
- 4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書(様式9)を知事に提出しなければならない。
- 5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って1年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者(当該業務に携わる者を含む。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。
 - (1) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。
 - (2) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。
 - (3) うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第1項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。
- 6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

(漁業従事者)

第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者(許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。)とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

- 2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る書(様式10)の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。
- 3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。

ならない。

- 4 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。
- 5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。
- 6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。
- 7 許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウェットスーツの着用指示、GPS装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。
- 8 許可申請の締切日から遡って1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。
 - (1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。
 - (2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。
 - (3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。
- 9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

（許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て）

- 第12条 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。
- (1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。
 - (2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

附 則

この方針は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、令和6年9月30日から施行する。
- 2 改正後の5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、

令和6年9月30日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

別表1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき 漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域1	野根	2	12
操業区域2	室戸	2	2
操業区域3	吉良川	2	5
操業区域4	奈半利	2	87
操業区域5	田野	3	50
操業区域6	安田	2	41
操業区域7	安芸	5	58
操業区域8	赤野	2	12
操業区域9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御豊瀬	2	30
操業区域19	浦戸1	2	83
操業区域20	浦戸2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎1	2	32
操業区域27	須崎2	2	25
操業区域28	須崎3	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41

操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149
操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	<u>46</u>
操業区域 37	片島	2	<u>32</u>
操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	<u>0</u>
操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	<u>9</u>
計		115	<u>2,416</u>

2 操業区域

(1) 操業区域1 (野根)

点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における境界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 安芸郡東洋町野根甲所在の野根漁港防波堤西端

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から真方位172度30分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、甲丙間にある河川の国道55号線の橋の下流端から下流の区域、甲浦港内の区域並びに野根漁港内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 操業区域2 (室戸)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,010号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、室津港内の区域、行当漁港内の区域、新村漁港内の区域及び室津川の港橋下流端から下流の区域

(3) 操業区域3 (吉良川)

点の位置

基点甲 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端東端

基点乙 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端西端

基点丙 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端東端

基点丁 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端西端

甲から真方位170度0分の線及び乙から真方位260度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、丙から真方位240度0分の線及び丁から真方位240度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、傍士漁港内の区域並びに吉良川漁港内の区域

(4) 操業区域4 (奈半利)

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部

基点乙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から真方位209度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに奈半利港内の区域

(5) 操業区域5 (田野)

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川中導流堤北端

基点乙 安芸郡田野町洶濤消波ブロック基部

基点丙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

基点丁 安芸郡田野町奈半利川右岸消波ブロック北端から4個目の消波ブロック

甲から真方位214度0分の線及び乙から真方位198度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、丙丁を結ぶ線以北の区域を除く。

(6) 操業区域6 (安田)

点の位置

基点甲 安芸郡安田町安田川大橋下流端東端

基点乙 安芸郡安田町安田漁港防波堤北西端

甲から真方位180度0分の線及び乙から真方位240度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、安田漁港内の区域並びに安田川の安田川橋下流端から下流の区域

(7) 操業区域7 (安芸)

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市伊尾木川右岸防潮堤東南端

基点丙 安芸市安芸川左岸防潮堤西南端

基点丁 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位222度0分の線及び乙から真方位172度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、丙から真方位172度30分の線及び丁から磁針方位186度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、安芸漁港内の区域並びに安芸川の国道55号線安芸川橋下流端から下流の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。

(8) 操業区域8 (赤野)

点の位置

基点甲 安芸市穴内八流千畳岩東端

基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤南端

基点丙 安芸市赤野赤野川赤岩

ア 甲から真方位82度20分の線上甲から50メートルの点

アから真方位352度20分の線及び乙から真方位180度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、乙を中心とする半径50メートルの円周内の区域並びに赤野川の丙から磁針方位270度の線から下流の区域

(9) 操業区域9 (和食)

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村和食川河口暗渠南端

甲を中心とする半径50メートルの円周内の区域

(10) 操業区域10 (手結)

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、手結漁港内の区域並びに夜須川の千切頭首工から下流の区域

(11) 操業区域11 (岸本)

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本川河口暗渠南端

ア 基点甲から真方位352度10分の線上基点甲から30メートルの点

アを中心とする半径80メートルの円周内の区域

(12) 操業区域12 (赤岡)

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(13) 操業区域13 (吉川)

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 香南市物部川左岸堤防所在の河川海岸区域界石柱

甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から真方位172度10分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域、吉川漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端から下流の区域並びに香宗川支流烏川の千鳥橋下流端から下流の区域

(14) 操業区域14 (久枝)

点の位置

基点甲 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点乙 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点

ア 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

イ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域。ただし、アから真方位172度10分の線及びイから真方位172度10分の線により区切られたアイ間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域を除く。

(15) 操業区域15 (香西)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,031号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域及び物部川後川放水路の後川防潮堤樋門下流端から下流の区域

(16) 操業区域16 (浜改田)

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域

(17) 操業区域17 (十市)

十市漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第三種共同漁業権第3,014号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域

(18) 操業区域18 (御豊瀬)

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす磔

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（栈橋通五丁目）から上流の河川の区域

(19) 操業区域19（浦戸1）

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす磔

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（栈橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20) 操業区域20（浦戸2）

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす磔

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

(21) 操業区域21（春野町甲殿）

点の位置

- 基点甲 高知市長浜・高知市春野町東諸木境界
- 基点乙 高知市春野町甲殿の文庫鼻先端
- 基点丙 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位162度20分の線及び乙から真方位162度20分に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から100メートルの線に至る区域並びに甲殿川の丙から真方位130度0分の線から下流の区域

(22) 操業区域22（春野町仁淀川）

点の位置

- 基点甲 仁淀川左岸導流堤北端
- 基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点1）
- 基点丙 波介川樋門右岸翼壁先端

ア 乙から真方位249度8分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点2

甲から真方位124度0分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位20度の線から下流の区域

(23) 操業区域23（新居）

操業区域22と同じ。

(24) 操業区域24（宇佐）

点の位置

- 基点甲 土佐市新居県道23号線と282号線交差点南の信号機
- 基点乙 土佐市宇佐町白の鼻
- 基点丙 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
- 基点丁 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び丙丁を結ぶ直線で区切られた区域

(25) 操業区域25（深浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,041号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域

(26) 操業区域26（須崎1）

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻西南端

- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市山崎鼻灯台
- 基点丁 須崎市角谷岬突端基点
- 基点戊 須崎市安和小島突端
- 基点己 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）
 - ア 丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点
 - イ 丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点
 - ウ 丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点
 - エ 丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

- ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域
- イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。
- ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域
- エ 新荘川の須崎市下分新荘川橋梁（旧国鉄鉄橋）下流端から、己から磁針方位212度0分の線までに至る区域
- オ 須崎市新荘漁港内の区域

(27) 操業区域27（須崎2）

操業区域26と同じ。

(28) 操業区域28（須崎3）

操業区域26と同じ。

(29) 操業区域29（久礼）

点の位置

- 基点甲 高岡郡中土佐町鎌田港東消波ブロック南端
- 基点乙 高岡郡中土佐町鎌田港北防波堤南端
- 基点丙 久礼漁港東防波堤南端
- 基点丁 久礼新港防波堤北東端

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、丙丁を結ぶ直線及び丙丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、久礼川の久礼橋下流端から下流の区域並びに元川の湊橋下流端から下流の区域

(30) 操業区域30（佐賀）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,053号の漁場区域及び伊与木川の佐賀橋（河口第二橋）下流端から河口までの区域

(31) 操業区域31（上川口）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,055号及び第1,056号の区域並びにこれらの区域に流入する河川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

(32) 操業区域32（入野）

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町浮鞭の湊川橋下流側南端

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

次に掲げる区域

ア 甲から真方位132度30分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

イ 入野漁港内の区域

ウ 幡多郡黒潮町湊川及び加持川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

エ 幡多郡黒潮町蛸瀬川の河口第一橋の下流端から河口までの区域

(33) 操業区域33（田野浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,058号の漁場区域

(34) 操業区域34（下田）

下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域

(35) 操業区域35（下ノ加江）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,062号の区域

(36) 操業区域36（小筑紫）

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。

基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

(37) 操業区域37（片島）

すくも湾漁業協同組合が有し同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,091号の区域及び片島港内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 宿毛市片島新港岸壁突端から宿毛市片島波打鼻を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

イ 波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

ウ 宿毛排水機場の全面幅20メートル、最大高潮時の海岸線から沖合30メートルに至る区域

エ 松田川の宿毛市坂ノ下の河口左岸下り松鼻漁場基点から磁針方位359度を見通した直線から上流の区域

(38) 操業区域38（松田川）

松田川漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第五種共同漁業権第517号の区域。ただし、松田川の宿毛橋から上流の区域を除く。

(39) 操業区域39（仁淀川）

操業区域22と同じ。

(40) 操業区域40（四万十川）

四万十川漁業協同組合連合会が有し、同漁業協同組合連合会が管理する第五種共同漁業権第516号の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 四万十川の四万十市山路山路渡し跡西端から真方位0度0分を見通した対岸を結ぶ直線より上流の区域

イ 四万十川支流後川の四万十市佐岡橋下流端から上流の区域

ウ 四万十川支流中筋川の四万十市坂本坂本橋下流端から上流の区域

(41) 操業区域41 (高知市内水面)

次に掲げる区域

ア 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

イ 国分川本流の高知市旧青柳橋下流端から上流の高知市の区域

ウ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

エ 国分川支流舟入川の高知市の区域

オ 下田川の高知市旧五台山橋下流端から上流の高知市の区域

カ 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋下流端から上流の高知市の区域

キ 竹島川の高知市孕橋下流端から上流の区域

ク 高知市港橋（棧橋通五丁目）下流端から上流の河川の区域

(42) 操業区域42 (新川川)

点の位置

基点甲 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位130度0分を見通した線から上流の甲殿川及び新川川の高知市春野町の区域

(43) 操業区域43 (須崎市内水面)

次に掲げる区域

ア 須崎市御手洗川の須崎市大間津波水門下流端から上流の区域

イ 須崎市桜川支流押岡川の須崎市河口右岸導流堤基部から真方位234度17分の線から上流の区域

ウ 須崎市桜川の須崎市河口左岸導流堤基部から真方位319度20分の線から上流の区域

エ 須崎市横浪川、摺木川、出見川及び灰方川の河口第1橋下流端から上流の区域

(44) 操業区域44 (福良川)

点の位置

基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域

別表 2

申請区分		許可申請		変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備考
		新規申請	更新申請				
必要書類等							
漁業許可申請書		○	○				
変更許可申請書				○			
書換交付申請書					○		
再交付申請書						○	
許可証返納届			△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証			○	○	○		
申請手数料		△	△	△			2級船（K02）の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書（様式 3）	○	○	○	○		集出荷者名簿（様式 4）も併せて提出 変更する場合は変更届（様式 5）を提出
	漁業従事者名簿（様式 6）	○	○	○	○		
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式 7）	○	○	○	○		
	誓約書（様式 8）	○	○	○			
	暴力団排除に関する誓約書（様式 9）	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第 5 種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
	漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
	船舶使用承諾書	△	△				船舶の所有者でない者（使用者）が申請する場合
適格性申立書		○	○				

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する